限定責任信託の諸問題

今泉邦子

目次

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　限定責任信託受託者の責任とその解釈上の問題
Ⅲ　スーパーファンド法の概要
1．制度概要
2．スーパーファンド法による責任
3．スーパーファンド法と不法行為に関するコモンローの関係
4．受託者のスーパーファンド上の責任
4-1　1996年スーパーファンド法改正前の受託者の同法上の責任に関する議論
4-2　1996年スーパーファンド法改正後の受認者（fiduciary）の同法上の責任
5．統一信託法典（Uniform Trust Code（UTC））の受託者の責任に関する規定とスーパーファンド法の関係
6．スーパーファンド法と受託者の責任（小括）
Ⅳ　土壌汚染対策法の概要
1．制度概要
2．限定責任信託受託者と土壌汚染対策法上の対策費用
Ⅴ　おわりに

Ⅰ　はじめに

2006年に成立した改正信託法において，信託受託者は，原則的に，第三者に対して無限責任を負う。これに対する例外として，改正信託法

は，２条12号および216条から247条において，受託者の責任を，原則として有限責任とする，新しい信託の類型を設けた。この新類型の信託を限定責任信託という。改正前信託法によれば，受託者が，正当な信託事務処理の過程で負担した債務であるにもかかわらず，信託財産額以上の補償を望みえないため，第三者に対して自己の固有財産を拠出して責任を負うことを免れるために，受託者の責任を信託財産の限度に制限する責任限定特約という手法が，用いられていた[(1)]。ただし，この手法による場合，問題点も指摘されていた。受託者の信託違反を原因として信託財産が減少したが，受益者等が，改正前信託法27条に基づく損失填補または復旧の請求を受託者に対して行わない場合，債権者の保護をどのようにしたらよいかという問題，同36条１項による受託者の補償請求権を民事執行法，特に差押との関係で，どのような権利として解釈するかという問題，および信託財産が破産した場合，信託債権者が責任財産減少を阻止するために何らかの権利行使ができるのかという問題である[(2)]。

信託法改正の際には，受託者が，取引相手と個別に責任限定特約を締結せずに受託者の責任が制限されることを信託制度の内在的なルールから説明することは難しいという考えも表明されていた。しかし，社会のニーズ，および受託者が無限責任を負うことが過大なリスクと考えられることを根拠に，例外的な信託として，改正信託法に包摂されるに至った[(3)]。

Ⅱ　限定責任信託受託者の責任とその解釈上の問題

限定責任信託においては，第三者が受託者に対して有する権利であって，信託事務に関する取引により生じた権利等は，改正信託法２条12項により，原則として，責任財産が信託財産に限定される。ただし，限定責任信託の受託者が固有財産で責任を負担する場合もいくつか規定されている。第一に，改正信託法217条１項が限定責任信託においては，信託財産責任負担債務に係る債権に基づいて，受託者の固有財産に属する財産に対して強制執行，仮差押え，仮処分若しくは担保権の実行もしく

は競売または国税滞納処分をすることはできない旨規定しているが，同21条１項８号の権利に係る債務，つまり信託事務処理を行うについて受託者がした不法行為に基づく損害賠償請求権に係る債務を括弧書で除外している。改正信託法21条１項が列挙している債権または権利については，受託者の固有財産とともに信託財産が責任財産となるから(4)，不法行為債権者は，受託者の固有財産に対して強制執行等をすることが認められている。第二に，改正信託法224条により，受託者が信託事務を行うについて悪意または重過失があった場合，第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。本条の第三者には，不法行為債権者および取引上の債権者が含まれる(5)。本稿では，以下，受託者が固有財産で責任を負担する第一の場合を特に取り上げる。

信託事務処理としてなされた不法行為に基づく損害賠償請求権に係る債務は，前述の通り，受託者の固有財産および信託財産が責任財産となっているから，不法行為者である受託者が信託財産または固有財産から被害者に対して履行する。当該信託に別段の定めがない場合，究極的に被害者に対して責任を負担するのは信託財産と固有財産のどちらであろうか。それは，第三者に対する受託者の不法行為が，同時に改正信託法40条の「受託者がその任務を怠ったこと」に該当するかにかかっている。受託者が固有財産で被害者に対して損害賠償をした場合，それが同48条の「信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合」に該当するならば，受託者への費用償還が認められる。これは受託者の不法行為が被害者の権利を侵害したとしても，信託の目的ないし信託財産または受益者との関係に照らして受託者の任務懈怠に当たらない場合である(6)。この場合は，改正信託法21条１項８号により，信託財産が究極の責任を負う。しかし，受託者の不法行為が同時に受託者の任務懈怠を構成するならば，信託財産へ求償は認められず，または，信託財産から損害賠償額を支出したとすれば，改正信託法40条１項１号に基づき受益者から信託財産の損失填補請求をうけることになる。その根拠は，受託者が信託事務処理上，不法行為によって第三者に損害を与えた場合に，受託者が固有財産による責任を負うことがないとすれ

ば，受託者のモラル・ハザードが心配されることにある[7]。なお，受託者の不法行為が受託者の任務懈怠に当たらないが，信託財産が被害者に対して損害賠償をするには十分でない場合，受託者は，改正信託法52条によって信託を終了できるとしても，固有財産での負担を余儀なくされる。

したがって，限定責任信託の受託者にとっては，何が改正信託法21条１項８号に該当するかが関心事となるはずである。信託法の改正に際して，第三者ならびに受益者および信託財産に対する関係で無過失である限定責任信託の受託者は，民法717条などに基づく無過失責任を固有財産で負担しない制度とすることを要望する向きが社団法人信託協会から示されていたが[8]，これを認める明文の規定が改正信託法にはない。よって，不法行為責任のうち無過失責任の性質を有する責任を改正信託法21条１項８号に含めるか否かは，解釈論に任されている状態である。そこで，本稿では，アメリカで土壌汚染対策のために立法され，土地の所有者を中心とする一定の者に無過失責任を課している包括的環境対処補償責任法（Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act（CERCLA）42 U.S.C. §9601-9675（2007）. 以下，スーパーファンド法とする。）を概観し，日本の土壌汚染対策法における受託者の責任のあり方を検討する。

Ⅲ　スーパーファンド法の概要[9]

1．制度概要

スーパーファンド法とは，1980年にアメリカ連邦議会が可決した環境立法である。同法の立法目的は，公害を引き起こす行為を是正することではなく，すでに汚染された場所を汚染される前の状態へ，より健全な状態へと修復することである[10]。利用されていない有害廃棄物処分場の浄化を目的とする。同法に先立って立法され，現に稼動している施設（facility）における有害物質の取り締まりを目的とする資源保全再生法（Resource Conservation and Recovery Act（RCRA）, Pub. L. No.94-580,

90 Stat. 2795(1976)(codified at 42 U.S.C. §§6901-6987(1988)))の欠陥を補う手段でもあった[11]。スーパーファンド法は，その後，1986年にスーパーファンド法修正再授権法（Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986（SARA), Pub. L. No.99-499, 100 Stat. 1613（1986））によって修正されたほか，何度か修正されるが，本稿では特にことわりのないかぎり，これらの修正を含めてスーパーファンド法とする。

スーパーファンド法は，主に4つの役割を持っている[12]。第一に，連邦政府へ，遺棄されたごみ捨て場の情報を収集する権限を与え，そのような場所の所有者に，そのような場所があること及びその場所に埋められている物質を環境保護庁（Environmental Protection Agency（EPA））へ知らせることを要求することである。第二に，内国歳入法（Internal Revenue Code）に規定されているスーパーファンド（the Hazardous Substance Superfund, 26 U.S.C. §9507）からごみ捨て場浄化のために支出することを，スーパーファンド法111条（42 U.S.C. §9611）によって明示することである。一般歳入およびスーパーファンド法違反者によるほか，スーパーファンド法再授権法113条（SARA §113）によって，スーパーファンドに資金が拠出されている。ただし，スーパーファンド法に基づく浄化計画にかかる費用がすべてスーパーファンドによって賄われているわけではなく，連邦政府，責任当事者および州がさらに重ねて費用を負担している。第三に，連邦政府に，ごみ捨て場を浄化する権限および緊急時にその他の措置をとる権限を付与している。大統領は，環境保護庁へこの任務の主たる責任を委譲している。連邦政府は，有害廃棄物処分場に対して短期的な緊急除去作業，恒久的な修復事業，またはその両方を行うことができ（26 U.S.C. §9604），その対策にかかる費用は，スーパーファンドに対して拠出されている。スーパーファンド法を施行するため，環境保護庁が国家対応計画（National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan（NCP), 42 U.S.C. §9605）を作成し，その計画において，同法が対象とする有害物質等の排出，その恐れに対処する手続きおよびガイドライン，ならびに対策を採る場所の順序が定められている。第四に，環境修復の費用を負担すべき者を定め

ている。

2.　スーパーファンド法による責任

スーパーファンド法は，基本的に汚染者負担原則（Polluter-pays principle（PPP））によっている。これは，主として，汚染された環境の修復費用，および現在も環境に影響する過去の汚染行為に対する責任を，現実に有害物質を排出した者の計算に帰属させることを意味する。[13]

スーパーファンド法107条ａ項（26 U.S.C. §9607）が，同法によって責任を課される可能性のある者，つまり潜在的責任当事者（Potentially Responsible Parties（PRP））を規定している。①施設（facility）（42 U.S.C. §9601(9)[14]）または船舶（vessel）（42 U.S.C. §9601(28)[15]）の現在の所有者（owner）および管理者（operator），②有害物質が処分された当時の施設の所有者または管理者，③有害物質の所有者または占有者との契約等に基づき，有害物質の処分または処理の準備をした者，および他人による有害物質の処理または処分のために有害物質の輸送の準備をした者，ならびに④対策費用の負担が生じた，またはその恐れのある処分処理施設へ輸送するために有害物質を受領する者または過去に受領した者がこれにあたる。これらの者が負担することになる責任は，同法107条ａ項４号により，(A)連邦政府，州政府およびインディアン部族が国家対応計画と矛盾することなく支出した除去事業または修復事業に要した全費用，(B)国家対応計画にしたがってその他の者が支出した必要な対策費，(C)自然資源の損傷，破壊，損失に対する損害賠償（排出（release）の結果から生じた損傷等の評価に要した合理的な額の費用を含む），および(D)104条(ｉ)項に基づく，人の健康への影響調査またはその評価研究に要した費用である。潜在的責任当事者は，スーパーファンド法が明示する抗弁を主張する方法によってのみ，責任を免れることができる。同法の明示する抗弁には四種類あり，当該有害廃棄物による違反が，連邦によって許可されていると主張するか（42 U.S.C. §§9601(10), 9607(j)[16]），または不可効力，戦争もしくは無関係の第三者によってなされたと主張することによって，責任を免れることができる（42 U.S.C. §9607(b)[17]）。こ

の無関係の第三者によってなされたとの抗弁を，善意土地所有者の抗弁(innocent landowner defense, 42 U.S.C. §9607(b)(3)) という。[18]

対策費用の負担方法には二種類あり，連邦，州またはインディアン部族が浄化事業等を実施したのちに責任当事者へ求償する方法，および責任当事者に浄化事業等を実施させる方法がある。スーパーファンド法に基づく責任を他人へ引き受けさせることは認められていない。[19] しかし，実際に責任を負担した者は，連邦政府，州または私人のいずれであっても，費用補償契約または責任保険契約を通して責任額を他の者へ請求すること，および代位（subrogation）等によって他の者へ訴訟を提起することが認められている（42 U.S.C. §9607(e)(1)(2)）。

スーパーファンド法107条(a)項に基づく責任は，原則的に，無過失責任（strict liability）である。[20] 同法には責任負担の標準（standard）を明示する規定はなく，連邦議会はこの標準の決定を裁判所つまりコモンローに委ねている。ただし，同法の定義規定である101条（42 U.S.C. §9601(32)）[21] が，同法の責任の標準を連邦水質汚濁規制法（Federal Water Pollution Control Act（FWPCA））311条の責任標準に倣って解釈すべきである旨を規定しており，連邦水質汚濁規制法311条に関して，裁判所が特定の抗弁を認め得ないかぎり，当事者に責任を負わせる解釈をしている。したがって，スーパーファンド法上の責任が，無過失責任であると解されている。

しかし，Garrou は，例えば，現在の所有者のスーパーファンド法上の責任が争われたUnited States v. Pacific Hide & Fur 判決[22]において，裁判所は，被告が所有権を取得した方法に応じて，被告の相対的過失(relative fault) を調べて，善意の土地所有者の抗弁を柔軟に認めようとしていると指摘する。[23] 本件被告Ｔ，ＳおよびＭは，潜在的責任当事者である現在の所有者に該当したため，同法107条(b)項(3)号ならびに101条(35)号(A)および(B)（42 U.S.C. §§9607(b)(3), 9601(35)(A) and (B)）に基づく善意の土地所有者の抗弁を主張して責任を免れようとした。善意の土地所有者の抗弁が認められるためには，証拠の優越によって，被告が四つの事実を証明しなければならない。①有害物質の排出またはその排出のお

それおよび損害が第三者の作為または不作為のみによって生じたこと，②第三者の作為または不作為が被告との直接または間接の契約関係（contractual relationship）に関連したものではないこと，③被告が有害物質に関して適切な注意を払ったこと，ならびに④被告が，第三者の予測可能な作為または不作為および予想可能な結果に対して予防措置をとったことである（42 U.S.C. §9607(b)(3)）。②の要件があるにも係わらず，契約関係によって当該施設（facility）を取得した当時，土壌汚染について知らず，かつ知るべき理由がないことを証明すれば，同法101条(35)号(A)に基づき，善意土地所有者の抗弁を認められる可能性がある。被告Ｔ，ＳおよびＭが，同法101条(35)号(A)の規定する契約関係[24]を通じて，有害物質によってすでに汚染された地所（property）を取得したことを争わなかった結果[25]，上記①，③および④の事実，ならびに同法101条(35)号(A)(i)および同条同号(B)の「排出しているまたはそのおそれのある有害物質がその施設に処分されていたことを知らず，かつ知るべき理由がなかったか」否かがこの裁判の争点となった。裁判所は，被告Ｔ，ＳおよびＭが，当該地所に有害物質の排出があることをEPAに訴えられるまで知らなかったこと，10代の頃父親から当該地所を贈与され取得したこと，有害物質に関する知識および経験がないこと，すべての適切な調査（all appropriate inquiry, 42 U.S.C. §9601(35)(B)）が行われたかどうかの判断は事件ごとに異なってよいから，無調査で取得したとしても同法101条(A)号(i)および(B)号との関係で問題ないこと[26]を理由として，スーパーファンド法上の現在の所有者としての責任がないと判示している[27]。

結局，同法は連邦政府等の原告に過失，故意または損害の立証を要求しないから，コモンローのネグリジェンスによった場合に比べて多数の被告達に責任を負担させることができる[28]。

3．スーパーファンド法と不法行為に関するコモンローの関係

不法行為に関するコモンロー理論は，局地的な公害に関する訴訟においてが利用されているほか，多くの制定法および規則の概念的な基礎にもなっている。将来においても，環境法における立証，不確実性，リス

クバランス，過失，責任，予見可能性，注意義務の標準，技術的実行可能性，因果関係，長期残留損害（long-term residual injuries），救済，実行可能な抑止，強行可能性等の問題がコモンロー理論によって判断されるであろうといわれている。(29)

不法行為法のなかでもニューサンス（nuisance）が環境問題において特に重要である。ニューサンスとは，土地に対する他人の物権の合理的な使用および享受を侵害することである。その侵害が受忍限度を超える強度または期間である場合，過失責任または無過失責任として訴訟を基礎付けることができる。したがって，この法理によって，相互に影響し合う土地の使用を調整することができる。ニューサンスにおける救済には，金銭賠償と差止命令（injunction）の二種類がある。裁判所はこの二種類の救済を組み合わせて，①被告の行為をニューサンスと認めつつも継続させて金銭賠償のみを原告に与える場合，②被告に対して差止と金銭賠償の双方を命ずる場合，および③被告がその行為をやめることに関して原告が賠償することを条件として被告に差止命令を出す場合である。(30)②の場合，原告と被告の合意によって，裁判所の発した差止命令を無視することおよび原告が差止をする権利を被告に売却することが可能であるから，被告がニューサンスを継続する余地がある。ニューサンスは，さらに，公共の権利を侵害する公的ニューサンスと，私人の権能における人に影響する私的ニューサンスに分けることができる。前者は，大気汚染，水質汚濁，過度の危険を生み出す有害可燃物質を貯蔵することなどに関連し，後者は，粉塵，煤煙，汚臭，騒音，日照および電磁場などに関連する。(31)なお，無過失責任としてニューサンス（absolute nuisance）の責任が問われる場合にも，第二次不法行為法リステイトメントの無過失責任に関する原則(32)が適用されるから，被告の行為が非常に危険な（abnormally dangerous or ultrahazardous）行為である必要がある。(33)

不法行為に関するコモンローとスーパーファンド法との違いは何か。環境へ有害物質を排出した複数の被告達に無過失責任を連帯的に（jointly and severally）課すことは，たとえそれを認める制定法がなく

ても，コモンローによれば可能である。おそらく，同時に行われた複数の不法行為者達の行為に関して，スーパーファンド法と同様に因果関係の立証を緩和させることも，コモンローによれば可能かもしれない。しかしながら，スーパーファンド法に関する事件において，裁判所は，同法の立法目的を推進しようとして，伝統的な不法行為法における因果関係立証の標準を積極的に緩和させている。このような方法で，複数被告が関連する事件における義務分配（apportionment）の議論を避けようとしている(34)。

さらに，スーパーファンド法107条が用意する救済をコモンローによって与えることは難しい。たとえば，同法107条(a)項(4)号(A)が示す損害の査定額は，原告の損失という伝統的な損害の算定方法ではなく，連邦政府等が負担した対策費用である。そのほかにも，同法同条同項同号(C)が自然資源に対する損害の賠償を認めている点，および同法同条同項同号(D)が健康調査に要した費用も損害として賠償させる点がコモンローによる救済と異なっている点である(35)。

4．受託者のスーパーファンド上の責任

4-1　1996年スーパーファンド法改正前の受託者の同法上の責任に関する議論

スーパーファンド法成立当初，受託者のスーパーファンド上の責任に関する明文の規定がなかったため，受託者が同法上どのような責任を負うべきかが，判例学説において議論された。

（1）　第二次信託法リステイトメント中，受託者のスーパーファンド法上の責任と関連する規定は，264条と265条である。264条は，「受託者は，信託事務処理に関して第三者に対してなした不法行為については，信託とは無関係に財産を保持する場合と同一の範囲において，第三者に対して固有財産で責任を負う。」と規定する。同条によれば，受託者の責任は，信託財産が受託者に十分な補償を与えることができるか否かとは関係なく生じる。265条は，「契約または不法行為による責任ではなく，受託者が信託財産の権利者であることによって第三者に対して負担

する責任は，信託財産からの補償が可能な範囲でのみ，固有財産で負う。受託者が正当に信託財産を保有し，かつ正当に第三者に対する責任を負担した場合に限って，信託財産からの補償を認める。」と規定する。

したがって，スーパーファンド法による責任が不法行為責任に属するとすれば，受託者が対策費用を信託財産から求償できる額をこえて固有財産で負担するという解釈が成り立つ。

（2） City of Phoenix v. Garbage Services Company 判決[36]は，第二次信託法リステイトメントの考え方と1996年改正前スーパーファンド法上の受託者の責任との関係について判示し，注目される判決である。本判決は，スーパーファンド法107条(a)項(1)号と(2)号が，汚染された土地（property）の所有者に対して，所有者が有害物質に関与した程度にかかわらず，二種類の不法行為を創設していると説く。

同法107条(a)項(1)号は，有害物質を現に排出しまたは排出の恐れがある土地の現在の所有者に対して責任を課している。土地が，いつどのように汚染されたのかは関係がない。連邦議会が，善意の当事者の中でも，現在の所有者は少なくとも，部分的に，環境浄化のために負担をするべきであると判断したことに基づく。このような性質を持つ107条(a)項(1)号の責任は，受託者が財産権の名義人であることだけに基づくから，第二次信託法リステイトメント265条が適用され，受託者は信託財産の範囲でのみ責任を負う[37]。

同法107条(a)項(2)号は，有害物質の処理（disposal）は非常に危険な行為（ultrahazardous activities）であるという概念を根拠として，土地の所有者に責任を課している。非常に危険な行為のために，自己の土地が利用されることを認めた土地所有者の判断が，責任の根拠である。この責任が生じるためには，所有者がその土地の利用に関してコントロールする権限（power）と責任とを有していなければならない。信託財産が処理された当時の受託者が107条(a)項(2)号の責任を負うとすれば，その当時，有害物質の処理のために信託財産を利用する権限を有していた場合に限られる。この責任には第二次信託法リステイトメント264条が

適用される結果，受託者は固有財産で責任を負わなければならない。[38]

以上の立場を本件受託者に適用して，裁判所は次のように判示した。信託証書が本件受託者に付与する権限は，信託財産を保持（hold），管理（manage），運営（operate），支配（control），賃貸（lease），改良（improve）および修繕（repair）する完全な権限であり，完全な所有権を有する者の権限に匹敵している。よって，本件受託者が当該土地を信託として保有している期間に有害物質が処理されたことを原告が証明した場合，本件受託者が107条(a)項(2)号の責任を負うとした。

（3）　当初，スーパーファンド法には，受託者の責任に関する規定がなかったため，土地の所有者（owner）および経営者（operator）を中心とした潜在的責任当事者と同様に，信託受託者が信託財産から求償をうけられない場合にも，対策費用を固有財産で負担しなければならないかに関して，学説が次のように主張している。[39]

第一に，スーパーファンド上，受託者が所有者と全く同様に扱われることは問題があると論じられている。

まず，伝統的信託法理の下で，究極的に受託者が固有財産で責任を負う場合には，論理的社会的経済的な政策がその背後にある。たとえば，無過失責任としての使用者責任は，使用者の方が被用者よりも，被用者が起こした損害を賠償するために，保険や事業を利用して，賠償金をより適切に分散することができるからである。さらに受託者の使用者責任に関して言えば，受託者が自己の過失による損害を最もうまく予防できる立場にあるからである。

また，伝統的な信託法理の下では，信託財産不足の場合，または，受託者に過失もしくは信認義務違反があって信託財産への求償権が消滅する場合，受託者が固有財産で責任を負担する。[40]受託者が固有財産で責任を負担する脅威は，伝統的なシナリオの下では，経済的な目的を持っている。それは，まず，受託者が信託の事務処理から生じた費用を社会一般に負担させ，自らは支払を免れることを防ぐ趣旨であった。そして，信託財産に対して責任保険をかけることを促す趣旨であった。決して，注意深く信託事務処理をしている受託者に信託債権者に対して固有財産

による責任を課すための法理ではない[41]。伝統的には受託者の固有財産による責任は，定量化できるリスクであり，ほとんどの場合，付保可能なリスクであった。しかし，スーパーファンド法による責任は変数が多い上，無過失責任であるため，付保することができない。同法の課す無過失責任，その責任の付保不可能性および同法の曖昧さが災いして受託者は信憑性ある費用予測ができないという問題がある[42]

たしかに，第二次信託法リステイトメントは，247条[43]，264条および265条において，信託財産が損害賠償額に比べて少ない場合に受託者が固有財産で責任を負担しなければならないかに関して異なる立場を示している。しかし，その後，受託者の第三者に対する責任のルールを多くの州が制定法または判例法によって変更をした。その傾向は，まず，受託者に信認義務違反がなく，信託の正当な事務処理の範囲内で受託者の権限を行使し契約を締結し，かつ受託者に過失がない場合，受託者の固有財産による責任を免除するものである。そして，信託債権者は受託者の過失の有無にかかわらず，受託者を訴えることによって信託財産に対して直接手続きをとることを認める。つまり，その傾向は信託債権者に対する責任の点で，信託財産を会社に近づけるものである[44]。

第二に，受託者の固有財産を当てにしてスーパーファンド法による無過失責任を課すことは，同法の長期的目的を損なう可能性があると論じている。そのような理由で受託者に同法の責任を課したとすれば，回収される対策費用は一時的に増加するかもしれないが，同時に責任を課されたことによって信託が自滅するかもしれないからである[45]。

望ましい受託者のスーパーファンド法上の責任負担のルールも提案されている。まず，有害廃棄物で汚染されている可能性のある地所の引渡しを受ける前に，調査や予防措置をとれば責任を受託者が負わないという制度にすべきであるという。そうすれば調査を行うことが規範となり，信託事務処理に係る費用を合理的な範囲にとどめることができるので，受託予定者による有害物質探知を促進することになる。おそらく真実のスーパーファンド法違反者を早く確認することもできるため，環境保護庁は受託者を巻き添えにした複雑な訴訟を行なう必要もなくなる。

特に，このような結果は，信託開始前に汚染が生じていた場合には，衡平な解決方法となるであろう。(46)

次に，受託者のスーパーファンド法上の責任を決定する際には，伝統的な信託法理に対する最小限の配慮が必要だとする。(47)汚染された土地の前所有者である閉鎖会社の株式を保有していた受託者に，スーパーファンド法上の責任を負わせた判決（Quadion Corp. v. Mache.）(48)は，受託者が他の株主と共に，スーパーファンド法上の所有者または運営者（operator）に匹敵するほど，その会社の業務をコントロールしていたことをその根拠としている。法人格否認の法理の要件を満たすかどうかには言及していない。(49)したがって，裁判所は，所有者の固有財産による責任を遮断する伝統的な仕組みである会社形態（corporate form）によって，スーパーファンド法の責任が必ずしも遮断されないことを示した。しかし他方で，最小限，裁判所は法人形態を尊重している。信託法も，会社形態と同様に，受託者の固有財産による責任を制限する仕組みである。伝統的な信託法理によれば，受託者が記録権原を有することによる責任は，信託財産から求償を受けられる範囲に限られている。したがって，受託者が固有財産でスーパーファンド法上の責任を負うとすれば，単なる記録権原の保持以上の所有権の兆表および受託者自身の行為が根拠でなければいけない。信託において，コモンロー上の所有権と，所有権から生じる利益が分離しているからである。(50)

4-2　1996年スーパーファンド法改正後の受認者（fiduciary）の同法上の責任

1996年スーパーファンド法改正によって，受託者を含めた受認者の責任に関する107条(n)項（42 U.S.C. §9607(n)(1) through (8)）が設けられた。原則として，受認者に有害物質の排出および排出のおそれについて過失がない場合，その責任は受認者の権限に基づき保有する財産額が限度となる（42 U.S.C. §9607(n)(1)）。受認者としての施設もしくは船舶の所有，または受認者の権限にもとづく行為とは無関係の範囲に，同条同項(1)号は適用されない（42 U.S.C. §9607(n)(2)）。有害物質の排出等につ

き受託者に過失等がある場合，その責任は受認者の権限に基づき保有する財産額に限定されない（42 U.S.C. §9607(n)(3)）。受認者が行ったとしても固有財産で同法上の責任を負うことのない行為も同条同項(4)号(A)から(I)に明示されている。たとえば国家対応計画（NCP）にもとづき任命された現場責任者の指示に従って対策を自ら講じるか，または他人に対策を講じるよう命じる行為，信認関係を終了させること，および船舶または施設を，１回または数回，監視または調査することなどである（42 U.S.C. §9607(n)(4)(A)—(I)）。

本条にいう受認者とは，他人のために信義誠実に従って（bone fide）行為する次の者をいう。(I)受託者（trustee），(II)遺言執行者（executor），(III)遺産管理人（administrator），(IV)財産管理人（custodian），(V)不動産権の後見人（guardian of estates）もしくは訴訟のための後見人（guardian at litem），(VI)財産保全管理人（receiver），(VII)後見人（conservator），(VIII)制限能力者の不動産権の補佐人（committee of estates of incapacitated persons），(IX)人格代表者（personal representative），(X)捺印証書，信託合意，不動産賃貸借，またはこれらと類似する貸付合意である債務証券，利益証書もしくは債務証券参加証券，またはその他，当該受託者が受託者の権限にもとづく貸手となっていない債務証書にもとづく受託者（受託者の承継人を含む。），または(XI)環境保護庁の長官（42 U.S.C. §9601(2)）が，公示の後，本条本項本号(i)(I)から(X)とは異なるがこれらと同様の権限を有するものと決定した代表者である（42 U.S.C. §9607(n)(5)(A)(i)）。なお，原則として，営利目的の取引または事業を積極的に行うことを主たる目的とする信託またはその他受認財産の受認者は，本条の受認者に含まれない。ただし，その信託または受認財産が，ひとつもしくは複数の計画の一部として便宜上設定されている場合，または自然人の制限能力を理由として設定されている場合は除かれる（42 U.S.C. §9607(n)(5)(A)(ii)[51]）。したがって，原則的に，受託者が，受託者としての権限に基づいて所有または行為をしたことを根拠として，固有財産で責任を負うことはないことを，スーパーファンド法が明らかにした。

他方で，107条(n)項(3)号および(5)号は，受託者が固有財産で責任を負担する場合を規定している。同条同項(3)号によれば，受認者はドラム缶および有害物質の除去等を行って，有害物質排出のおそれを除去軽減しなくてはならないことが明らかである[52]。また，1996年改正で重要なことは，潜在的責任当事者である所有者および管理者の定義規定（42 U.S.C. §9601(20)）から，受認者が除外されなかったことだという指摘もある[53]。なぜならば，金融機関などの貸手が，船舶もしくは施設に対する担保権を守る目的で所有権の徴表（indicia）を有していたとしても，または担保権を実行した結果その目的物たる船舶または施設の事業活動を継続したとしても，経営に参加していない貸手の範疇にあり，スーパーファンド法上の責任を負わないと同法101条20号(E)（42 U.S.C. §9601(35)）が明示していることとは対照的だからである。したがって，受認者が単に施設または船舶に対する権原（title）を保有する以上の地位につく場合，所有者または管理者（operator）としてスーパーファンド法上の責任を固有財産で負担することを覚悟しなければならない[54]。なお，同条(n)項(8)号も重要な改正点だと指摘されている。この規定は，スーパーファンド法に基づく責任を免れえない対象として，受認者の管理する遺産または信託中の財産，および受認者が継続して使用する（retain），被用者でない代理人（agent）または請負人（independent contractor）を明示している[55]。

5．統一信託法典（Uniform Trust Code（UTC））の受託者の責任に関する規定とスーパーファンド法の関係

統一信託法典は，統一州法委員会（The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）によって採択されたモデル法であり，家族の遺産処分計画（family estate planning）および商取引（commercial transaction）の双方に用いられる信託にも適用されることを想定している[56]。統一信託法典1010条が，受託者の固有財産による責任の限度を明らかにしている。同条(b)項は，「受託者本人に（personally）過失がないかぎり，信託事務処理の過程で行った不法行為による責任，

またはたとえば環境法違反の責任などのように，財産権の所有権もしくは支配（control）に基づく責任を受託者自らは免れる」と規定している。

確かに，本条の文理解釈として，スーパーファンド法による責任を受託者が固有財産で一時的にも究極的にも負担しないと解することはできる。スーパーファンド法107条(n)項(1)号によって受託者が一時的にせよ信託財産額を限度として負担する責任，および同条同項(5)号(A)(ii)によって受託者が所有者と同様に負担する責任を，統一信託法典1010条(b)項によって，受託者の固有財産は免れることができるのだろうか。この点につき，スーパーファンド法114条(a)項（42 U.S.C. §9614(a)[57]）が，同法の定める責任を加重する州の規制のみを認めている。また，アメリカ合衆国憲法１編８節３項（U.S.C. Art I §8 Cl 3）により，連邦議会が州際通商に関して立法する権限を持っている。連邦法であるスーパーファンド法は，州際通商に重大な影響を与える行為を規制しており，同法は州際通商条項に違反しないとする判決[58]があるほか，合憲性を認める判決がある[59]。同法の責任に関する107条と抵触する州法に対してスーパーファンド法が優越するという判決[60]もある。

したがって，統一信託法典1010条(b)項を州法として立法し，スーパーファンド法による責任を受託者が負わない趣旨であると解釈したとしても，スーパーファンド法の受託者の責任に関する規定と抵触する範囲で，スーパーファンド法が優越することになる。

6．スーパーファンド法と受託者の責任（小括）

財産権の名義を有することのみを基準として，スーパーファンド法の責任を，信託財産額を超えて固有財産で受託者に負担させることは問題であることがアメリカで認識された。受託者が同法上の責任を負担するルールを次のようにまとめることができるだろう。信託財産が同法上の対処がなされるべき施設（facility）であっても，①信託として取得し信託条項に従って管理運営している場合，その施設を信託として所有している事実を根拠に，受託者が固有財産で責任を負うことはない。①の

場合であっても，②施設を信託として所有している受託者の過失が有害物質の排出またはその恐れにつながった場合には，受託者が固有財産で責任を負う。③営利目的の取引または事業を積極的に行うことを主たる目的とする信託受託者は，通常の売買等によって汚染された施設を取得した買手と同じルールに服する。つまり，購入前に合理的な調査を実施すれば，善意の土地所有者の抗弁によって責任を免れうる。④汚染されていない施設を取得したが，第三者によって汚染されることを予防しなかったために当該施設が汚染された場合にも受託者の固有財産による責任が生じる。以上が現在の所有者としての責任負担のルールである。⑤有害物質処理が施設でなされた当時，その施設を信託として所有しかつ所有者と同等の権限を有していた場合，過去の所有者として責任を負う。③および⑤は無過失責任であるが，②および④は過失責任である。

Ⅵ　土壌汚染対策法の概要

1．制度概要

土壌汚染対策法は，スーパーファンド法に対応する日本の法律である。既に発生した土壌汚染について，その状況の把握，汚染の除去等の措置という事後的な対策を講ずることが目的である。そこで，本法３条および４条により，土壌汚染による健康被害を防止するため，使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土地の所有者，管理者または占有者（以下，所有者等とする。）および土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の所有者等に，土壌汚染の状況調査を行わせる。本法５条により，土壌汚染状況調査の結果，土壌中に一定基準を超える特定有害物質が検出された土地を，都道府県知事が指定区域として指定および公示し，７条１項により，指定区域内の土地の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは，土地の所有者等に汚染の除去等の措置を命ずることができる。汚染除去等の措置の実施主体は土地の所有者である。ただし，汚染原因者が明らかな場合には，原則的に汚染

原因者に対して措置命令を発する。汚染原因者が明らかであっても土地所有者等に措置命令が発せられる場合としては，土地所有者等と汚染原因者との間で土地所有者等が措置を講ずることが約されている場合，汚染原因者が完全に無資力である場合など，汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められない場合である。この相当性の判断は，都道府県知事が行う。本法８条により，命令を受けて土地所有者等が汚染の除去等の措置を講じたときは，汚染原因者に対して，措置に要した費用を求償することができる。(61)

土壌汚染対策法を立法する際，リスク低減措置をとるべき主体に関して，土地所有者主義と汚染者負担主義のどちらを採用すべきか議論があった。(62) リスク管理が必要となる時点の土地所有者等と汚染原因者が異なる場合が多いので，これが問題になる。(63) 本法が汚染者負担主義をとっていると解釈する立場は，汚染原因者が明らかな場合には汚染原因者が汚染除去等の措置を実施することになっていること，命令を受けた土地所有者が措置を実施した場合には汚染原因者に費用を求償できること，および汚染原因者が特定できない場合には誰も責任を負わない結果になることを防ぐために土地所有者等が責任を負っていることを理由とする。実際，都道府県知事が土地所有者等に措置命令を出そうとする際に，行政手続法上，聴聞手続きをとる必要があるが，その手続において汚染原因者の特定手続きをとることになっている。(64) 本法が土地所有者主義をとっていると解釈する立場は次の理由を挙げる。第一に，基本的に，行政が複数の責任主体に対して対策発動を命ずる制度では，複数責任主体間の責任配分が不明確になり，対策の実施が遅れる可能性があるため，基本的に行政が土地所有者のみを捕捉すれば足りる制度にする必要があることである。(65) 第二に，伝統的な警察責任法理によれば，土地所有者が現在の土壌汚染による健康リスクを支配しているため，それを根拠とする状態責任が，対策責任の法的根拠となる。第三に，汚染原因者の特定が困難である場合，原因者が特定されてもその者に負担を求めることが実際には困難な場合が土壌汚染に関して多いことである。(66)

スーパーファンド法における善意土地所有者の抗弁に相当する抗弁

を，土壌汚染対策法は，土地所有者等に認めていない[67]。代わりに，汚染への寄与がなく，汚染に対する認識もなく土地を購入した所有者等を，本法20条の指定支援法人ないし22条の土壌汚染対策基金が助成をすることを期待する向きもある[68]。確かにこの指定支援法人の業務として，本法21条１号が「指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し，政令で定めるところにより，助成金を交付すること」を規定し，その詳細は土壌汚染対策法施行令で定められている[69]。しかし，同施行令８条１項によれば，本法７条１項によって措置命令を受けた者に対して都道府県が助成を行う場合にその都道府県に対して助成金が交付されるのであり，汚染原因者が命令を受けた場合は除かれる。したがって，汚染原因者が不明または不存在であり，土地所有者等の責任負担能力が低い場合のみ基金が用いられる[70]。基金は政府の補助金と政府以外の者からの出捐をもって充てられる予定であるが，国の補助の額に対して不足が見込まれる場合は，別途産業界等を含め出捐を依頼する予定となっている[71]。ただし，産業界から，基金設置の理由，性格付け等について産業界の納得しうる合理的根拠がないならば，基金の造成はありえないとの意見が表明されている[72]。

2.　限定責任信託受託者と土壌汚染対策法上の対策費用

土壌汚染対策法に基づき汚染の除去等に要した費用は，改正信託法21条１項８号の不法行為責任と同条同項９号の費用とのどちらに該当するのだろうか。限定責任信託の受託者は，不法行為責任を固有財産で負担しなければならない場合があるが，費用を固有財産で究極的に負担する義務を負わないから，これが問題となる。土壌汚染対策法は，公害による被害を民事的に事後的に救済するのは適当でなく，広範囲にわたる地域全体についての予防的対策が必要であるとの認識に立ち，憲法上の権利としての環境権を法的根拠とした[73]行政の介入による汚染規制のひとつである。本法上の対策責任は，汚染者負担原則および状態責任を根拠としている。汚染規制に利用される環境基準とは，政府が環境基本法に基づき設定する，「人の健康を保護し，及び生活環境を保全する上で維持

されることが望ましい基準（環境基本法16条１項）」であり，行政目標である。したがって，人間の健康等の維持のため最低限としてではなく，それよりもさらに一歩も二歩も進んだところを目標とすることも可能である(74)。スーパーファンド法も行政の介入による汚染規制であるが，同法上の責任が不法行為法によっても概ね根拠づけられる点で異なる。したがって，本法に基づく費用は第三者の権利侵害とは関係なく負担され，明らかに日本法上の不法行為責任ではないから，改正信託法21条１項８号には当たらない。

信託受託者は信託財産についても土壌汚染対策法上の所有者に該当すると考えるべきだろうか。これに関しては，スーパーファンド法制定当初，受認者の責任に関する規定がなかったため，所有者と受託者とをどのように区別すべきか議論されたことを想起すべきである。受託者と信託財産との関係は，所有者同然の場合の場合もそうでない場合もある。土壌汚染対策法は，警察作用であり(75)，日本法では不法行為が成立しない場合にも土地所有者等へ対策責任を負わせる可能性のある制度であること，および汚染原因者ではない土地所有者等が対策費用の最終的負担者となる可能性があることから，本法上の所有者の拡張解釈または類推解釈には慎重になるべきかと思われる。ただし，受託者が信託財産につき本法の所有者であると解さなければ，土壌汚染のある信託財産に対して対策が施されないから，受託者を本法の所有者と解しつつ，対策費用を信託財産のみが負担する場合，信託財産および受託者の固有財産が負担する場合，ならびに固有財産のみが負担する場合を区別する必要がある。信託財産に対する受託者の権限が所有者未満であると判断される場合であっても，受託者の故意または過失によって土壌汚染を悪化させた場合には，受託者の固有財産による責任を検討する必要があろう。また，環境法の主体として，国および地方自治体，事業者，ならびに国民を区別するのが通常であるから(76)，受託者についても同様の区別をする必要があるのかについても検討の余地がある。

Ⅴ　おわりに

受託者が不法行為責任のうち無過失責任を固有財産で負担しなければならないのだろうか。これは，土壌汚染対策法に基づく費用負担の議論からは結論を導きだせない問題である。アメリカでは，確かに第二次信託法リステイトメントの時期から，すでに，受託者が例外的にしか無過失責任を固有財産で負担することがなかった。したがって，日本でも同様の考え方をとることもひとつの立場として是認できる[77]。しかし，改正信託法21条８号が，信託事務処理の過程で受託者が不法行為を行った場合の責任を信託財産が究極的に負担することを認めている理由として，取引行為的不法行為について債務不履行と構成した場合と不法行為と構成した場合とで，信託財産に対する強制執行等の可否が異なるのは均衡を失することが挙げられている[78]。受託者の不法行為が過失によるものか否かという問題は，第三者の権利侵害との関係での過失を問題としているのであって，受益者に対して受託者が負う義務との関係での過失を問題としているのではない。よって，信託事務処理における受託者による，受益者以外の第三者に対する不法行為が過失によるか否かを基準として，損害賠償責任を最終的に受託者の固有財産または信託財産が負担すると決定することには，論理的な必然性がないのではないだろうか。

〔本研究は2006年度公益信託甘粕記念信託研究助成基金による助成を受けている。〕

（１）　新井誠『信託法』183頁（有斐閣、2006）。
（２）　中西英人「第三者に対する受託者責任の限定」信託法研究20号68-75頁（1996）。
（３）「シンポジウム質疑応答」信託法研究30号121頁（角紀代恵発言）および123頁（能見善久発言）（2005）、能見善久「信託法改正と信託法理」金融711号５頁（2006）。
（４）　植田淳「信託財産」金商1261号832頁（2007）。
（５）　法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案補足説明」別冊 NBL104

号229頁（2005）、中田裕康「信託法改正要綱の意義」信託226号32頁（2006）。

（6） 道垣内弘人『信託法入門』53頁（日本経済新聞出版社、2007）。

（7） 能見善久「新しい信託法の理論的課題」ジュリスト1335号14頁（2007）。

（8） 社団法人信託協会「信託法改正要綱試案に関する意見」信託223号215頁（2005）。

（9） 同法全般については、東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法　米国編』（有斐閣、1992）154-215頁、大塚直「米国のスーパーファンド法の現状とわが国への示唆(1)～(3)」NBL562号26-32頁、同563号61-66頁、同568号65-63頁(1995)および大塚直「スーパーファンド法をめぐる議論」アメリカ法2002号45-57頁(2002)、同「土壌汚染に関する現代的課題」法学教室319号105-112頁(2007)参照。

(10) ERIC PEARSON, ENVIRONMENTAL AND NATURAL RESOURCES LAW, 698 (2002).

(11) Douglas M. Garrou, NOTE: The Potentially Responsible Trustee : Probable Target for CERCLA Liability, 77 Va. L. Rev. 113,119.

(12) PEARSON *supra* note 10 at 699-700; WILLIAM H. RODGERS, JR., ENVIRONMENTAL LAW, 475(1992).

(13) ZYGMUNT J.B. PLATER ET AL., ENVIRONMENTAL LAW AND POLICY 887 (3d ed. 2004).

(14) 42U.S.C.§9601(9) The term "facility" means (A) any building, structure, installation, equipment, pipe or pipeline (including any pipe into a sewer or publicly owned treatment works), well, pit, pond, lagoon, impoundment, ditch, landfill, storage container, motor vehicle, rolling stock, or aircraft, or (B) any site or area where a hazardous substance has been deposited, stored, disposed of, or placed, or otherwise come to be located; but does not include any consumer product in consumer use or any vessel.

(15) 42U.S.C.§9601(28) The term "vessel" means every description of watercraft or other artificial contrivance used, or capable of being used, as a means of transportation on water.

(16) 42 U.S.C. § 9607(J) Obligations or liability pursuant to federally permitted release. Recovery by any person (including the United States or any State or Indian tribe) for response costs or damages resulting from a federally permitted release shall be pursuant to existing law in lieu of this sec-

tion. Nothing in this paragraph shall affect or modify in any way the obligations or liability of any person under any other provision of State or Federal law, including common law, for damages, injury, or loss resulting from a release of any hazardous substance or for removal or remedial action or the costs of removal or remedial action of such hazardous substance. In addition, costs of response incurred by the Federal Government in connection with a discharge specified in section 101(10)(B) or (C) [42 USC § 9601(10)(B) or (C)] shall be recoverable in an action brought under section 309(b) of the Clean Water Act [33 USC § 1319(b)].

(17) 42 U.S.C. § 9607(b) Defenses. There shall be no liability under subsection (a) of this section for a person otherwise liable who can establish by a preponderance of the evidence that the release or threat of release of a hazardous substance and the damages resulting therefrom were caused solely by--

(1) an act of God;

(2) an act of war;

(3) an act or omission of a third party other than an employee or agent of the defendant, or than one whose act or omission occurs in connection with a contractual relationship, existing directly or indirectly, with the defendant (except where the sole contractual arrangement arises from a published tariff and acceptance for carriage by a common carrier by rail), if the defendant establishes by a preponderance of the evidence that (a) he exercised due care with respect to the hazardous substance concerned, taking into consideration the characteristics of such hazardous substance, in light of all relevant facts and circumstances, and (b) he took precautions against foreseeable acts or omissions of any such third party and the consequences that could foreseeably result from such acts or omissions; or

(4) any combination of the foregoing paragraphs.

(18) Garrou supra note 12 at 128.

(19) 大塚・前掲注（9）NBL563号64頁。

(20) Garrou *supra* note 12 at 134; PLTAER supra note 13 at 890-91; RODGERS *supra* note 12 at 480; JAMES SALZMAN & BARTON H. THOMPSON,JR., ENVIRONMNTAL LAW AND POLICY 203(2003).

(21) 42 U.S.C.§9601(32) The terms "liable" or "liability" under this title [42 USC §§ 9601 et seq.] shall be construed to be the standard of liability which

obtains under section 311 of the Federal Water Pollution Control Act [33 USC § 1321]

(22) 716 F. Supp. 1341 (D. Idaho 1989).

(23) Garrou supra note 11 at 134-35. *See* William L. Hoey, Note: Personal Liability of Trustees Under the Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act (CERCLA), 68 U. Det. L. Rev.73, at note 70.

(24) 契約関係の意味：42 U.S.C.9601(35)(A) The term "contractual relationship", for the purpose of section 107(b)(3) [42 USC § 9607(b)(3)], includes, but is not limited to, land contracts, deeds, easements, leases, or other instruments transferring title or possession, unless the real property on which the facility concerned is located was acquired by the defendant after the disposal or placement of the hazardous substance on, in, or at the facility, and one or more of the circumstances described in clause (i), (ii), or (iii) is also established by the defendant by a preponderance of the evidence:

(i) At the time the defendant acquired the facility the defendant did not know and had no reason to know that any hazardous substance which is the subject of the release or threatened release was disposed of on, in, or at the facility.・・・・・

In addition to establishing the foregoing, the defendant must establish that the defendant has satisfied the requirements of section 107(b)(3)(a) and (b) [42 USC § 9607(b)(3)(a) and (b)], provides full cooperation, assistance, and facility access to the persons that are authorized to conduct response actions at the facility (including the cooperation and access necessary for the installation, integrity, operation, and maintenance of any complete or partial response action at the facility), is in compliance with any land use restrictions established or relied on in connection with the response action at a facility, and does not impede the effectiveness or integrity of any institutional control employed at the facility in connection with a response action.

(25) 716 F. Supp. 1341, 1347.

(26) 716 F. Supp. 1341, 1349.

(27) なお、スーパーファンド法101条(35)号(A)(iii)(42 U.S.C.9601(35)(A)(iii))によって、被告が施設(facility)を相続または遺贈によって取得した場合には、同法107条(b)項(3)号(a)および(b)(42 U.S.C.9607(b)(3)(a) and (b))の要件を満たす必要はあるが、同法101条(35)号(B)(i)(42 U.S.C.§9601(35)(B)(i))の取得前または取得時の調査をしなくても、善意の土地所有者の抗弁が認められる。これ

は、受託者が遺贈によって取得した場合にも、遺贈前に生じていたスーパーファンド法違反による責任を免れることを意味する。Hoey, *supra* note 23 at 82.

(28) SALZMAN & THOMPSON *supra* note 20 at 203.

(29) PLATER ET AL *supra* note 13 at 103-04.

(30) Spur Industries v. Del E. Webb Development Co.,Inc.,(108 Ariz.178, 494 P.2d 700 (1972).

(31) KENNETH S. ABRAHAM, THE FORM AND FUNCTIONS OF TORT LAW, 173-81 (2d.ed 2002);PEARSON *supra* note 10 at 17; MARSHALL S. SHAPO, PRINCIPLES OF TORT LAW,187,192-94(2003).

(32) RESTATEMENT(SECOND) OF TORTS §519 General Principle

(1) One who carries on an abnormally dangerous activity is subject to liability for harm to the person, land or chattels of another resulting from the activity, although he has exercised the utmost care to prevent the harm.

(2) This strict liability is limited to the kind of harm, the possibility of which makes the activity abnormally dangerous.

RESTATEMENT(SECOND) OF TORTS §520 Abnormally Dangerous Activities

In determining whether an activity is abnormally dangerous, the following factors are to be considered:(a) existence of a high degree of risk of some harm to the person, land or chattels of others; (b) likelihood that the harm that results from it will be great; (c) inability to eliminate the risk by the exercise of reasonable care; (d) extent to which the activity is not a matter of common usage; (e) inappropriateness of the activity to the place where it is carried on; and (f) extent to which its value to the community is outweighed by its dangerous attributes.

(33) RESTATEMENT(SECOND) OF TORTS §822 General Rule

One is subject to liability for a private nuisance if, but only if, his conduct is a legal cause of an invasion of another's interest in the private use and enjoyment of land, and the invasion is either(a) intentional and unreasonable, or (b) unintentional and otherwise actionable under the rules controlling liability for negligent or reckless conduct, or for abnormally dangerous conditions or activities.; *Id.*, comment e.

(34) PLATER ET AL *supra* note 13 at 893 ; SALZMAN & THOMPSON *supra* note 20 at 203.

(35) PLATER ET AL *supra* note 13 at 887 and 893.

(36) 827 F. Supp. 600 (D. Ariz. 1993).

(37) 827 F. Supp. 600, 604.

(38) 827 F. Supp. 600, 604.

(39) Hoey *supra* note 23 at 73.この論文は U.S.C.S が42 U.S.C.S.§9607の参考文献として引用されている。

(40) *Id.* at 79.

(41) *Id.* at 74-75.

(42) *Id.* at 80.

(43) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS §247 Liability for Tort

The rules stated in §§ 244 and 245 are applicable to liabilities in tort incurred by the trustee in the course of the administration of the trust.

(44) *Id.* at 78-79.

(45) *Id.* at 97.

(46) *Id.* at 75-76. 環境保護庁はすべての潜在的責任当事者を被告として訴訟を提起する必要はないとのUnited States v. Chem-Dyne Corp.判決 (572 F.Supp.802 (S.D. Ohio 1983)) が存在するため、受託者が記録権原 (record title) を有するから、容易に発見され、第一に被告とされうる立場にある。Hoey *supra* note 23 at 81. 受託者は環境保護庁との訴訟において対策費用を負担した後、他の潜在的責任当事者に対して訴訟を提起し対策費用を求償する。

(47) Hoey *supra* note 23 at 96.

(48) 738 F.Supp. 270 (N.D.Ⅲ. 1990).

(49) Hoey *supra* note 23 at 84.

(50) *Id.* at 96.

(51) 政府当局は、商事受託者を含め最も資力のある者に責任を負担させようとしていた。Robert Vaughn & Steve Shi, Fiduciaries Tread Carefully on Contaminated Ground, 129 Trust and Estates 32.

(52) Kathleen Marchetti & James F. Fitzsimmons, Trustee, Executor and Fiduciary Liability for Environmental Contamination in New Jersey, 21 Seton hall Legis. J. 347, n108 and its accompanying text.

(53) Marchetti & Fitzsimmons *supra* note 52 at 365.

(54) Marchetti & Fitzsimmons *supra* note 52 at 368.

(55) Marchetti & Fitzsimmons *supra* note 52 at 364.

(56) デイビッド・イングリッシュ(新井誠訳)「信託法成文法化の必要性」

信託201号（2000）50頁以下、デイビッド・イングリッシュ(樋口範雄監修)「統一信託法典における信託の変更および終了」信託223号266頁（2005)。Uniform Trust Code Prefatory Note.

(57)　§9614(a) Additional State liability or requirements with respect to release of substances within State. Nothing in this Act shall be construed or interpreted as preempting any State from imposing any additional liability or requirements with respect to the release of hazardous substances within such State.

(58)　AlliedSignal, Inc. v. Amcast Intern. Corp., S.D.Ohio 2001, 177 F. Supp.2d 713.

(59)　U.S. v. Shell Oil Co., C.D.Cal.1993, 841 F.Supp. 962, [main volume] affirmed 281 F.3d 812, withdrawn and superseded on denial of rehearing 294 F.3d 1045, certiorari denied 123 S.Ct. 850, 537 U.S. 1147, 154 L.Ed.2d 248; U.S. V. Alcan Aluminum Corp., N.D.N.Y.1991, 755 F.Supp. 531, remanded 990 F.2d 711, on remand, [main volume] opinion after remand from court of appeals 97 F.Supp.2d 248; Continental Title Co. v. Peoples Gas Light and Coke Co., N.D.Ill.1997, 959 F.Supp. 893.

(60)　Andritz Sprout-Bauer v Beazer East (1997, MD Pa) 174 FRD 609 (criticized in Merrill v Waffle House, Inc. (2005, ND Tex) 2005 US Dist LEXIS 4389).

(61)　黒川陽一郎「土壌汚染対策法の概要」ジュリスト1233号3-5頁(2002)、坂根工博「土地取引や土地利用から見た土壌汚染対策法」ジュリスト1233号27頁(2002)。

(62)　大塚直「原因者主義か所有者主義か」法学教室257号89頁以下(2002)。

(63)　坂根・前掲注61ジュリスト1233号24頁。

(64)　大塚直「土壌汚染対策法の法的評価」ジュリスト1233号18-19頁(2002)、土壌環境法令研究会『Q&A 解説土壌汚染対策法』50頁（東京法令出版、2003)。なお、土壌環境法令研究会『逐条解説土壌汚染対策法』100-101頁（新日本法規出版、2003）参照。

(65)　ただし、汚染原因者が複数いる場合には、土壌汚染の寄与度によって各汚染原因者が措置を行う土地の範囲が分割されて、措置命令の文書中に記載される。土壌環境法令研究会・前掲注64『Q&A 解説土壌汚染対策法』55頁。

(66)　高橋滋「土壌汚染対策法の論点」ジュリスト1233号12-13頁(2002)、小澤英明『土壌汚染対策法』32頁（白揚社、2006)。

(67)　大塚・前掲注66ジュリスト1233号17頁。
(68)　高橋・前掲注65ジュリスト1233号13頁。
(69)　大塚・前掲注66ジュリスト1233号20頁。
(70)　小澤・前掲注65『土壌汚染対策法』93頁、土壌環境法令研究会・前掲注64『Q&A 解説土壌汚染対策法』68頁。
(71)　政府以外の者で基金への拠出を求められる者として、①土壌汚染のある土地から汚染土壌を搬出する者は、搬出汚染土壌管理票の頒布（様式の購入等）に際し、１部につき700円を出捐、②土壌環境修復サイトごとに修復事業の発注を受けた企業が、請負額の0.1％の金額の出捐、③指定調査機関は、土壌汚染の調査の請負額の0.3％の金額を出捐するとされている。土壌環境法令研究会・前掲注64『逐条解説土壌汚染対策法』179-180頁。
(72)　高橋秀夫「土壌汚染対策法に対する産業界の考え方」ジュリスト1233号36頁(2002)。
(73)　ただし、環境権を権利として認めない立場が判例（名古屋高判昭和60年４月12日判時1150号30頁）および多数説である。大塚直『環境法』55頁(有斐閣、2006)、潮見佳男『不法行為』486頁(信山社、1999)、初宿正典『憲法2基本権』146-148頁（成文堂、2003)。
(74)　大塚・前掲注62　法学教室257号263、268-269、338頁、南博方『行政法』44頁（有斐閣、2006)。
(75)　南博方＝大久保規子『要説環境法』108頁（有斐閣、2006)。
(76)　大塚・前掲注73『環境法』66-67頁、南＝大久保・前掲注75『要説環境法』62-67頁。
(77)　能見・前掲注７ジュリスト1335号14頁。
(78)　寺本振透『解説新信託法』44-45頁（弘文堂、2007)。

（南山大学法科大学院准教授）